

富山県立大学看護学部履修規程

(最終改正 令和5年4月1日)

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県立大学学則（以下「学則」という。）第30条第3項の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の年次配当、単位数等)

第2条 授業科目の年次配当、単位数及び必修・選択等の区分は別表第1のとおりとする。

(履修申請)

第3条 学生は、毎学期の始めに、その学期中に履修しようとする授業科目を、別に定める様式により、指定された期限内に申請して承認を受けなければならない。

2 授業時間の重複する授業科目について、履修申請を行うことはできない。

3 学生は、第1項により承認を受けた授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を取得することはできない。

4 単位を取得した授業科目は、再び履修することはできない。

5 第1項により履修を承認した授業科目は、次の場合に限り変更を承認することができる。

(1) 時間割を変更した場合

(2) 履修指導上の観点からその必要を認めた場合

6 1年間で履修申請できる単位数の上限は、48単位とする。

(進級要件)

第4条 3年次に進級するためには、本学に2年以上在学し、別表第2に掲げる教養科目19単位以上（必修科目7単位及び選択科目12単位以上）を修得（修得見込みを含む）しなければならない。

(卒業要件)

第5条 本学を卒業するためには、本学に4年以上在学し、別表第3に掲げる単位数以上を修得しなければならない。

(指定科目の履修)

第6条 第2条に規定する授業科目のうち、別表第4に掲げる実習科目を履修するためには、当該科目に先行して、同表に指定する授業科目（以下「指定科目」という。）を修得（修得見込みを含む）しなければならない。

(他学部授業科目の履修)

第7条 学則第31条第3項の規定により工学部の授業科目を履修しようとする場合は、看護学部長を経て工学部長の許可を得なければならない。

2 前項に規定する授業科目については、学則第47条に規定する卒業の要件となる単位には

算入しない。

(授業科目修了の認定)

第8条 学則第34条の規定により、試験を行う場合のほか、実験、演習、実習、論文、レポート等により、授業科目修了の認定を行うことができる。この場合において、合格した者に対し、単位を与えるものとする。

(試験に関する不正行為)

第9条 試験において不正行為のあった者（以下「不正行為者」という。）については、原則として当該学期の履修の承認を得た授業科目（実験、演習、実習、実技及び卒業研究を除く。）の単位を認定しない。

2 試験中に不正行為を発見したときは、直ちに当該不正行為者を試験場から退出させるものとする。

(単位認定の対象授業科目)

第10条 授業科目の単位の認定は、第3条の規定により履修の承認を得た授業科目についてのみ行うものとする。ただし、出席時間数が当該授業科目の全時間数の3分の2に満たない場合には、原則として単位を認定しない。

(再履修)

第11条 前年度において、単位の修得が認められなかった授業科目は、後年度において、再度申請し、履修することができる。

(追試験)

第12条 学則第35条第3項に規定する追試験を受けることを希望する学生は、追試験願に試験を受けられなかった理由を証する文書等を添え、指定された期間内に提出しなければならない。

(学習の評価)

第13条 試験等の評価は、S（90点以上）、A（90点未満80点以上）、B（80点未満70点以上）、C（70点未満60点以上）及び不可（60点未満）をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、不可を不合格とする。ただし、試験を行わない授業科目の評価については、合格又は不合格をもって表すことができる。

(GPAの算出)

第14条 前条の規定による成績評価に対し、GPA（Grade Point Average）を次の方法で算出する（小数点第3位を切捨て）。

$$GPA = (S \text{の単位数} \times 4 + A \text{の単位数} \times 3 + B \text{の単位数} \times 2 + C \text{の単位数} \times 1) / \text{履修の承認を得た授業科目の単位数の総和}$$

2 次の各号に掲げる授業科目は、前項に規定するGPA算出の対象としない。

(1) 卒業要件となる単位数に含めない授業科目

(2) 合格又は不合格をもって成績評価を表す授業科目

(3) その他別に定める授業科目

(他大学等の授業科目の履修等)

第15条 学則第36条第1項の規定により他大学等の授業科目を履修しようとする学生は、毎学期の指定された期限内に、所定の手続により、学長に願い出なければならない。

2 学則第36条第2項の規定により認める単位の取扱いについては、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第16条 学則第37条第1項の規定により短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を履修しようとする学生は、毎年度の指定された期限内に、所定の手続により、看護学部長に願い出なければならない。

2 学則第37条の規定により本学における授業科目の履修とみなし、与える単位の取扱いについては、別に定める。

(入学前既修得単位の認定)

第17条 学則第38条第1項の規定により単位の認定を受けようとする学生は、入学後、指定された期限内に、所定の手続により、看護学部長に願い出なければならない。

2 学則第38条第1項の規定により与える単位の取扱いについては、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものに係る授業科目の履修方法等については、この規程による改正後の富山県立大学看護学部履修規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年3月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）
授業科目の年次配当等

区分		授業科目	配当 年次	単位数		備考
				必修	選択	
教 養 科 目	社会・環境	経済学Ⅰ	1		2	選択2単位以上
		経済学Ⅱ	1・2		2	
		社会学	1		2	
		法学Ⅰ	1		2	
		法学Ⅱ	2		2	
		日本国憲法	1		2	
		科学技術と社会	1		2	
		富山と日本海	1		2	
		環境論	1		2	
	人間の理解	コミュニケーション論Ⅰ	1		2	選択2単位以上
		コミュニケーション論Ⅱ	1・2		2	
		コミュニケーション演習	1	1		
		文学Ⅰ	2		2	
		文学Ⅱ	1		2	
		比較文化Ⅰ	1		2	
		比較文化Ⅱ	1		2	
		国際関係論	1		2	
		海外留学科目（中国）	1・2・3・4		2	
	海外研修科目（米国）	1・2・3・4		1		
	精神・身体	心理学Ⅰ	1		2	選択2単位以上
		心理学Ⅱ	2		2	
		コミュニケーションの社会学	1		2	
		倫理学	2		2	
		哲学	1		2	
健康科学Ⅰ		1		2		
健康科学Ⅱ		1		2		
体力科学		1	2			
体力科学演習		1	1			
自然・情報	数学	1		2	選択2単位以上	
	物理学	1		2		
	化学	1		2		
	生物学	1		2		
	情報科学	1	2			
	情報科学演習	1	1			
外国語	英語1	1		1	選択4単位以上	
	英語2	1		1		
	英語3	1		1		
	英語4	1		1		
	英語5	2		1		
	英語6	2		1		
	海外語学研修科目	1・2・3・4		1		
	中国語Ⅰ	2		1		
	中国語Ⅱ（*）	1・2・3・4		1		

<記号の説明>

* 中国語Ⅱ…本学と単位互換を行う中国・瀋陽化工大学に留学し、同大学で開講される「初級中国語」の単位認定を受けた者については、本学の「中国語Ⅱ」の単位を修得したものと読み替えることができる。

区分		授業科目	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門基礎科目	側面的・精神的 側面の人間理解	形態機能学Ⅰ（解剖学）	1	2		
		形態機能学Ⅱ（生理学）	1	2		
		形態機能学Ⅲ（生化学）	1	1		
		生涯発達心理学	1	2		
		生体と放射線学	2	1		
	疾病と回復過程	病理学	1	1		
		感染と防御	1	1		
		薬理学	2	2		
		成人臨床医学Ⅰ（外科系）	2	1		
		成人臨床医学Ⅱ（内科系）	2	1		
		老年臨床医学	2	1		
		小児臨床医学	2	1		
		母性臨床医学	2	1		
精神臨床医学	2	1				
栄養学	2	2				
社会健康支援と 社会保障制度	保健医療福祉行政論	2	1			
	公衆衛生学	2	1			
	地域ケアシステム論	2	1			
工学連携 安全と快適を 支援する看護学・	看護ケアと工学	2	2			
	生活支援と情報	2	1			
	先端医療論	2	1			
専門科目	キャリア形成	トピックゼミⅠ	1	1		
		トピックゼミⅡ	1	1		
		トピックゼミⅢ	2	1		
		トピックゼミⅣ	2	1		
		キャリア体験実習	1	1		
	専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護学概論	1	2	
			基本看護技術	1	1	
			生活援助看護技術	1	2	
			フィジカルアセスメント	1	1	
			看護過程論	2	1	
			診療援助看護技術	2	2	
			看護倫理学	3	1	
			基礎看護学実習Ⅰ	1	1	
	基礎看護学実習Ⅱ	2	2			
	専門分野Ⅱ	成人看護学	成人看護学概論	2	1	
成人看護方法論Ⅰ（急性・回復）			2	1		
成人看護方法論Ⅱ（慢性）			2	1		
成人看護方法論Ⅲ（緩和）			3	1		
成人看護学演習Ⅰ（急性・回復）			3	1		
成人看護学演習Ⅱ（慢性・緩和）			3	1		
成人看護学実習Ⅰ（急性・回復）			3	3		
成人看護学実習Ⅱ（慢性・緩和）	3	3				

区分		授業科目	配当 年次	単位数		備考
				必修	選択	
専 門 科 目	老年看護学	老年看護学概論	2	1		
		老年看護学方法論	2	1		
		老年看護学演習	3	1		
		老年看護学実習Ⅰ	3	2		
		老年看護学実習Ⅱ	3	2		
	小児看護学	小児看護学概論	2	1		
		小児看護学方法論	2	1		
		小児看護学演習	3	1		
		小児看護学実習Ⅰ	3	1		
		小児看護学実習Ⅱ	3	1		
	母性看護学	母性看護学概論	2	1		
		母性看護学方法論	2	1		
		母性看護学演習	3	1		
		母性看護学実習	3	2		
	精神看護学	精神看護学概論	2	1		
		精神看護学方法論	2	1		
		精神看護学演習	3	1		
		精神看護学実習	3・4	2		
	在宅看護学	在宅看護学概論	2	1		
		在宅看護学方法論	2	1		
在宅看護学演習		3	1			
在宅看護学実習		3・4	2			
地域看護学	地域看護学概論	2	1			
	地域看護学方法論	2	1			
	地域看護学演習	3	1			
	地域看護学実習	4	1			
統 合 分 野	看護教育学	4	1			
	看護管理学	4	1			
	多職種連携論	4	1			
	国際看護活動論	4	1			
	災害看護学	4		1		
	救命救急看護学	4		1		
	感染看護学	4		1		
	認知症看護論	4		1		
	糖尿病看護論	4		1		
	看護学研究Ⅰ	3	1			
	看護学研究Ⅱ	4	2			
	看護ケアとユマニチュードⅠ	1	1			
	看護ケアとユマニチュードⅡ	2	1			
	看護ケアとユマニチュードⅢ	3	1			
	看護ケアとユマニチュードⅣ	4	1			

選択 2 単位以上

別表第2（第4条関係）

進級要件

区 分			進級要件単位数	
			必修科目	選択科目
教養科目	人間の理解	社会・環境		2単位以上
		言語・文化	1単位	2単位以上
		精神・身体	3単位	2単位以上
	自然・情報		3単位	2単位以上
	外国語			4単位以上
合 計			19単位以上	

別表第3（第5条関係）

卒業要件

区 分			卒業要件単位数	
			必修科目	選択科目
教養科目	人間の理解	社会・環境		2単位以上
		言語・文化	1単位	2単位以上
		精神・身体	3単位	2単位以上
	自然・情報		3単位	2単位以上
	外国語			4単位以上
	教養科目合計		25単位以上	
専門基礎科目			27単位	
専門科目			72単位	2単位以上
合 計			126単位以上	

別表第4（第6条関係）

指定科目の履修

実習科目	左記実習科目を履修するために先行して履修しなければならない指定科目
基礎看護学実習Ⅰ	看護学概論, 基本看護技術
基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ, 生活援助看護技術, フィジカルアセスメント, 看護過程論, 診療援助看護技術
成人看護学実習Ⅰ (急性・回復)	成人看護学概論, 成人看護方法論Ⅰ, 基礎看護学実習Ⅱ, 成人看護学演習Ⅰ
成人看護学実習Ⅱ (慢性・緩和)	成人看護学概論, 成人看護方法論Ⅱ, 基礎看護学実習Ⅱ, 成人看護方法論Ⅲ, 成人看護学演習Ⅱ
老年看護学実習Ⅰ	老年看護学概論, 老年看護方法論, 基礎看護学実習Ⅱ
老年看護学実習Ⅱ	老年看護学演習
小児看護学実習Ⅰ	小児看護学概論, 小児看護方法論, 基礎看護学実習Ⅱ
小児看護学実習Ⅱ	小児看護学演習
母性看護学実習	母性看護学概論, 母性看護方法論, 基礎看護学実習Ⅱ, 母性看護学演習
精神看護学実習	精神看護学概論, 精神看護方法論, 基礎看護学実習Ⅱ, 精神看護学演習
在宅看護学実習	在宅看護学概論, 在宅看護方法論, 基礎看護学実習Ⅱ, 在宅看護学演習
地域看護学実習	地域看護学概論, 地域看護方法論, 基礎看護学実習Ⅱ, 地域看護学演習